

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和元年5月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800674号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900006号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を平成23年12月25日は19万円、平成24年7月25日は30万円、同年12月25日は12万円、平成25年7月25日は35万円、同年12月25日は11万5,000円、平成26年7月25日は18万2,000円及び平成27年7月25日は14万4,000円に訂正することが必要である。

平成23年12月25日、平成24年7月25日、同年12月25日、平成25年7月25日、同年12月25日、平成26年7月25日及び平成27年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月25日、平成24年7月25日、同年12月25日、平成25年7月25日、同年12月25日、平成26年7月25日及び平成27年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年12月25日
② 平成24年7月25日
③ 平成24年12月25日
④ 平成25年7月25日
⑤ 平成25年12月25日
⑥ 平成26年7月25日
⑦ 平成26年12月25日
⑧ 平成27年7月25日

請求期間①から⑧までの各期間にA社から賞与の支給はあったが、厚生年金保険の記録において、当該各賞与に係る記録が確認できなかった。事業主に連絡を取り、当該各賞与に係る届出をしてもらったが、標準賞与額の記録は保険給付の計算の基礎とならない記録となっているので、当該各賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑥までの各期間及び請求期間⑧について、A社から提出された請求者の当該各期間に係る給与所得退職所得に対する源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者が、当該各期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給

付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑥までの各期間及び請求期間⑧に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑥までの各期間及び請求期間⑧に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は19万円、請求期間②は30万円、請求期間③は12万円、請求期間④は35万円、請求期間⑤は11万5,000円、請求期間⑥は18万2,000円及び請求期間⑧は14万4,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から⑥までの各期間及び請求期間⑧に係る標準賞与額の支給日について、A社の事業主は、当該各期間の賞与について、7月及び12月の給与支払日に合わせて25日に支払っていた旨陳述している上、年金事務所は、同社から届出された請求者の当該各期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び同総括表により、当該各期間の標準賞与額を記録（厚生年金保険法第75条本文該当）していることから、請求期間①は平成23年12月25日、請求期間②は平成24年7月25日、請求期間③は同年12月25日、請求期間④は平成25年7月25日、請求期間⑤は同年12月25日、請求期間⑥は平成26年7月25日及び請求期間⑧は平成27年7月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑥までの各期間及び請求期間⑧に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当該各期間の賞与に係る届出及び保険料納付を当該各期間当時に行っていなかった旨回答していることから、その結果、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間⑦について、A社から提出された請求者の当該期間に係る源泉徴収簿を見ると、請求者は当該期間に賞与が支給されているものの、厚生年金保険料を控除された旨の記載は確認できない。

このほか、請求者の請求期間⑦における厚生年金保険料の控除について確認及び推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800656号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900005号

第1 結論

昭和51年*月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年*月から昭和56年3月まで

当時学生であったが、友人と相談し国民年金には加入した方が将来のためになると考えて、二十歳になると同時にA市B区役所において国民年金の加入手続を行った。

請求期間当時、毎月5万円程度のアルバイト収入があったので、国民年金保険料はその中から自分で捻出し、母が私に代わって自宅に来る集金人に現金で納付してくれていた。

国民年金保険料は、昭和51年*月から納付しているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、当時学生であったが二十歳になると同時に国民年金に任意加入し、母が自宅に来る集金人に請求期間に係る国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、昭和57年1月8日にA市において払い出されており、請求者の記号番号前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は昭和56年11月頃に行われたものと推認され、請求者の主張と符合しない。

また、請求期間のうち、昭和54年3月以前の期間について、請求者は、当時学生であったことから国民年金の任意加入対象者となるどころ、前述の加入手続時点(昭和56年11月頃)において、制度上、遡って国民年金の任意加入被保険者資格を取得することはできない。

さらに、請求期間当時に国民年金保険料を納付するためには、請求者に対する別の記号番号の払出しが必要となるどころ、別の記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステム等により複数の読み方で氏名検索等を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、当該期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の母は既に亡くなっていることから、当時の具体的な納付状況について確認することができない。

このほか、請求者の母が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800644号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900006号

第1 結論

平成3年12月、平成4年3月及び同年7月から同年12月までの請求期間並びに平成8年9月から平成9年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成3年12月
② 平成4年3月
③ 平成4年7月から同年12月まで
④ 平成8年9月から平成9年1月まで

国民年金の加入手続については、手続の時期や方法等は覚えていないが、請求期間①から④までの各期間に係る国民年金保険料については、会社を辞めるたびにA市役所から納付書が郵送されてきたことから、その都度、すぐに自身で同市役所の窓口へ赴き、納付書に現金を添えて納付していたにもかかわらず、未納とされている。

保管していた領収書は処分してしまったが、請求期間①から④までの各期間に係る国民年金保険料は確かに納付したので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①から④までの各期間に係る国民年金保険料について、A市役所から郵送されてきた納付書に現金を添えて、同市役所の窓口でその都度納付していた旨主張している。

しかしながら、制度共通の年金記録を管理する基礎年金番号制度が実施された平成9年1月より前に国民年金の加入手続が行われた場合、国民年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が払い出される場所、国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより、複数の読み方等による氏名検索を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

また、オンライン記録において、請求者の請求期間①から④までの各期間は、国民年金保険料の未納期間と記録されているが、請求者の請求期間①から③までの各期間及び請求期間④を含む平成8年9月から平成9年5月までの期間に係る国民年金第1号被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の入力処理日(平成11年3月1日)を踏まえると、当該入力処理時点までは、請求期間①から④までの各期間はいずれも国民年金の未加入期間であったことから、請求者は、当該各期間当時に、当該各期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求期間は4期間と多数であり、複数年度にわたる国民年金保険料の納付記録が全て欠落したとは考え難い上、請求者が請求期間①から④までの各期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800528号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900005号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B営業所(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年4月30日から同年7月20日まで

平成11年3月頃から入院し無給であったが、傷病手当金受給終了日である平成11年7月19日までは、A社B営業所に在籍していた。平成11年7月下旬頃に、同年6月分までの社会保険料として10万円を同社に支払ったので、厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日を同年4月30日から同年7月20日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社B営業所に平成11年7月19日まで在籍していた旨主張しているが、C社は、請求者の雇用期間は同年4月29日までと回答している。

また、請求期間当時に自身がA社B営業所の所長であったとする者は、平成11年7月下旬の時点で、同社は請求者について同年4月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に提出済みであり、社会保険事務所から請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書も受領しているので、請求者から、同年4月分から同年6月分までの厚生年金保険料を徴収することはない旨陳述している。

さらに、前述の所長であったとする者は、請求者に係る人事記録等は残っていない旨陳述している上、オンライン記録において、A社B営業所における厚生年金保険被保険者記録のある者に照会したが、請求者の請求期間に係る在籍をうかがえる回答は得られなかった。

加えて、オンライン記録によると、請求者は、請求期間の一部を含む平成11年6月から平成12年3月まで国民年金保険料の申請免除の承認を受けていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。